

平成29年度第1回病院長候補者選考会議議員議事要旨

日 時：平成30年 1月 4日（木） 14：00～15：30

場 所：大会議室

出席者：小笠原理事、山田理事、寺田委員、村上委員、西村委員、石黒委員、
片岡委員、平井委員

欠席者：大路委員、永田委員（外国出張）

陪 席：國友副病院長、中尾病院管理課長、植田総務課長、西田課長補佐、
富岡課長補佐

1. 議長について

小笠原委員から、滋賀医科大学医学部附属病院長選考会議規程第5条第1項に基づき、学長から指名され議長を務めることとなった旨、説明があった。

2. 各委員の紹介について

小笠原議長から資料3に基づき各委員の紹介があった。

3. 病院長候補者選考会議の審議事項について

小笠原議長から、資料2に基づき病院長候補者選考会議の審議事項は、滋賀医科大学医学部附属病院長選考会議規程第2条に規定している「病院長選考基準案の策定に関する事項」及び「病院長候補者の選考に関する事項」であるとの説明があった。

なお、本日の病院長候補者選考会議においては、病院長選考基準案の策定について審議願いたい旨、併せて説明があった。

4. 病院長候補者選考規程及び病院長候補者選考会議規程を定めた経緯等について

事務方から、資料4及び資料5に基づき、従前の病院長選考方法及び医療法の改正が施行されていない現状において、滋賀医科大学医学部附属病院長選考規程、滋賀医科大学医学部附属病院長選考会議規程を定め、病院長を選考することとなった経緯等について、次のとおり説明があった。

①病院長選考方法変更の経緯

- ・従前までの病院長選考は、理事の中から学長の指名によって決定していたこと。
- ・医療法の改正が行われ、特定機能病院のガバナンス強化において、病院長選考の透明性を明確にするため、合議体により病院長候補者を決定し、学長に推薦することとなったこと。

②医療法の施行前に選考会議を設置した経緯

- ・松末病院長の任期が平成30年3月31日であること。
- ・来年度、病院機能評価を受審するため病院長選考の透明性を確保すること。

5. 病院長選考基準案について

小笠原議長から、資料6及び資料7に基づき、厚生労働省で検討された病院長選考基準や既に改正医療法に基づいて病院長を選考した他大学の病院長選考基準の紹介があった。

引き続き、各委員の意見交換が次のとおり行われ、審議の結果、病院長選考基準(案)が別紙のとおり策定され、役員会に附議されることとなった。

- ・病院長の選考方法を変えるだけでは、ガバナンス強化に直結しない。
- ・病院長を支える組織の充実が肝要である。
- ・病院長の選考過程が公表され、職員の理解を得ることが必要である。
- ・過労死を発端とする働き方改革、経営リスク、地域に対する医師派遣等、病院が抱える諸問題に対応できる者を選考しなければならない。
- ・本学は単科の医科大学であるため、大学と病院は一体であることから、病院長は執行役員であり、ガバナンスは大学が担うものと考えられる。学長の権限が強い。よって、病院長選考基準を事細かに厳格に定める必要はない。
- ・医療安全については、管理責任者の経験等について明確に定めてしまうと相対となる。相対とならないように定める必要がある。
- ・「能力を有する者」ではなく「実行力がある者」でなければならない。
- ・「組織分析力を有する者」との資質が必要ではないか。
- ・組織分析力(ビジョンマネジメント)は、中期計画や年度計画に織り込まれるべきものである。
- ・「組織運営にリーダーシップを発揮できる者」と定めることも一案である。

6. 滋賀医科大学医学部附属病院長候補適任者推薦要項について

小笠原理事から、資料8に基づき説明があり、審議の結果、当該案どおり推薦要項が決定された。

なお、所信調書について、所信表明の課題を定めないと、各候補者が自身の得意分野しか記載しない懸念が生じるため、議長一任で数項目の課題を定めることとなった。

7. 病院長選考スケジュール(案)について

小笠原理事から、資料9に基づき説明があり、日程的に余裕がないため各委員の協力要請があった。